

生産性向上設備投資促進税制により 『先端設備』を導入することで、 税制優遇を受けることができます。

日立産機システムが
設備導入から
証明書発行まで
お手伝いいたします

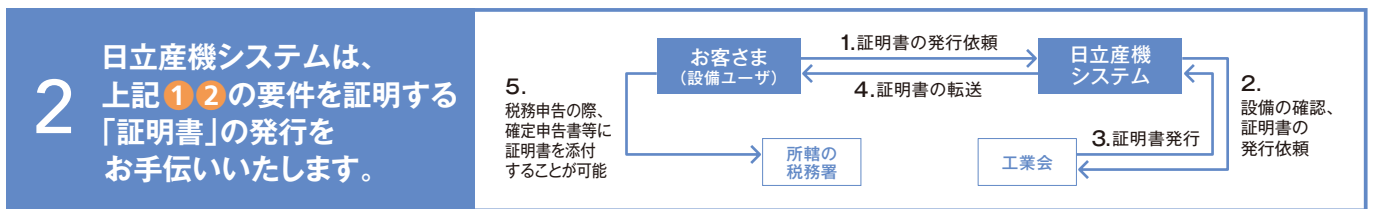
	対象	期間	税制優遇内容
期間と税制措置	資本金1億円超の法人等	平成26年1月20日～ 平成28年3月末日まで	即時償却 または 税額控除5%
		平成28年4月1日～ 平成29年3月末日まで	特別償却50% または 税額控除4%
利用できるお客さま	資本金3000万超 1億円以下の法人等	平成26年1月20日～ 平成29年3月末日まで	上乗せ措置後 即時償却 または 税額控除7%
	資本金3000万以下の法人等及び個人事業主	平成26年1月20日～ 平成29年3月末日まで	上乗せ措置後 即時償却 または 税額控除10%
対象設備	先端設備	『先端設備』とは、下記の要件を満たすものです。 ①最新モデル ②生産性向上(年平均1%以上) ③最低取得価額以上	

- 資本金1億円以下の企業に対しては「中小企業投資促進税制の上乗せ措置」が適用できます。
- 税制優遇につきましては、お客さまの申告内容による税務署判断になりますので、経理部門、税務署等とご相談ください。

1 対象となる設備導入のご提案をいたします。 2014年8月1日時点

詳細の対象機種、下記以外の設備については弊社営業窓口までお問合せください。

<p>空気圧縮機</p> 	<p>ポンプ</p> 	<p>変圧器</p> 
<p>窒素ガス発生装置 N2パック®</p> 	<p>キュービクル一体型 太陽光発電用 パワーコンディショナシステム BUY電ゲートウェイ®</p> 	<p>エネルギー監視 制御装置 SANFEMS®</p> 



「生産性向上設備投資促進税制」の詳細については、経済産業省ホームページをご参照ください。
http://www.meti.go.jp/policy/jigyuu_saisei/kyousouryoku_kyouka/seisanseikojo.html
 日立産機システムの対象設備や証明書発行の手続きなど、詳細は弊社営業窓口までお問合せください。